

同人會規約施行細則

第一章 本部及支部

第一條 本部ハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス

イ、各支部ヲ聯絡統轄スベキ一切ノ事項

ロ、其他本會ノ目的ヲ達スル爲必要ナル總テノ事項

第二條 支部ハ會員百名以上ヲ以テ組織シ一定ノ事務所ヲ設置スルモノトス

但支部設立ニ就テハ會員中ヨリ設立委員ヲ選定シ理事長ノ承認ヲ要ス

第三條 支部ハ左ノ事務ヲ掌ルモノトス

イ、會員ノ指導監督

ロ、會務報告(毎月一回本部ニ對シテ)

ハ、加入金及會費ノ徴收(但翌月五日迄ニ本部ヘ納入スベキモノトス)

44
33